

ときがわ町補助・支援制度一覧

支援項目	No.	区分	支援制度名称	支援対象者	支援区分	支援内容	課(担当)・問い合わせ先	URL
農 林 業 ・ 商 工 ・ 観 光	1	農業	ときがわ町農業者支援事業補助金	町内在住農業者、その他要件あり	助成金	【町独自】 農業用施設及び機械購入費等に対し1/3以内、上限20万円まで補助する制度	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	
	2	農業	ときがわ町明日の農業担い手育成成塾補助金	町内農地において新しく農業生産を始めようとする意欲的な者 その他要件あり	支援	原則2年間の農業研修制度 自己負担金あり	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2923
	3	農業	農地利用集積促進事業助成金	遊休農地に農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により、賃借権又は使用貸借権を設定し、耕作する借受農業者	助成金	【町独自】 賃借権又は使用貸借権の期間(田、畑同額) 5年以上10a当たり1万円 3~5年未満10アール当たり7千円	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	
	4	活動	彩りの森ネットワーク事業	行政区・団体・グループなどで、植栽後の管理が継続的にできる団体	支援	【町独自】 彩りの森(200平方メートル以上の敷地)又は彩りの道(延長100m以上の道路に面した敷地)に植栽のため、予算の範囲内で花の咲く(または紅葉する)苗木を配布する事業	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/248
	5	活動	ときがわ町まちづくり活動支援事業補助金	設立から3年以内の団体で、町内に拠点があり、かつ町内で活動する団体。 人数が5人以上、かつその6割以上が町内に在住していること。ただし、同一年度に申請のあった複数団体において会員等となっている者は、いずれか1つの団体でのみ会員等の人数に算入する。 組織の運営に関する規約等があり、代表者を有すること。	支援	団体活動の内、地域振興(地域の環境美化、景観の保全・管理、にぎわい創出等)に関する事業、商工振興(特産品の新規開発・生産等)に関する事業、観光振興(町の魅力発信、観光入込客の増加促進等)に関する事業、その他町長が特に認めた事業について限度額10万円の補助金を交付する制度	商工観光課(観光担当) 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2612
	6	住宅	ときがわ産材活用住宅等建築補助金	町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する者、且つ工事対象となる住宅等の所有者又はその利用者	助成金	【町独自】 町産材1立方メートルあたり2万円とし、1件あたりの限度額が30万円で補助金を受け取ることができる制度	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2716
	7	防除	鳥獣被害防除対策事業費補助金	農産物生産意欲のある農業者又は農業者が組織する団体	助成金	【町独自】 鳥獣による農作物被害防除のために農地に設置するネット、電気柵、トタン柵等の施設設置の資材、材料等の費用を補助する制度	農林環境課(農林担当) 0493-65-1532	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/232
	8	創業	特定創業支援等事業の認定	町内で創業を検討している者及び創業後5年未満の者	支援	会社設立時の登録免許税が半額、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫の融資制度による要件緩和など行う制度	商工観光課(商工担当) 0493-65-1584	https://www.saitama-i.or.jp/sogvo/soudans/tokuteisogyoshien/
	9	事業所	セーフティネット保証	ときがわ町内に事業所(主たる事業所・支店・工場等)を有する中小企業、その他要件あり	支援	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援する制度	商工観光課(商工担当) 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/2000
	10	事業所	先端設備等導入計画に係る認定	ときがわ町内に事業所(主たる事業所・支店・工場等)を有する中小企業、その他要件あり	支援	中小企業者の設備投資による労働生産性向上を後押しするため、固定資産税(償却資産)の特例割合をゼロとする制度	商工観光課(商工担当) 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/1738
	11	事業所	中小企業経営近代化資金利子補給制度	商工会の経営指導を受けて事業の改善に取り組んでいる方	支援	国の融資制度で小規模企業の経営改善のため無担保、無保証人、低利率の利子補給について、その資金の1%の利子補給を町が行う制度	商工観光課(商工担当) 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/479
	12	事業所	ときがわ町中小企業退職金共済掛金等助成制度	小規模事業所、その他要件あり	支援	町内中小企業者の育成及びその従業員の生活の安定を図るため、中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度に新たに加入した事業主に対して、加入月から3年間(36か月間)掛金の一部を助成する制度	商工観光課(商工担当) 0493-65-1584	https://www.town.tokigawa.lg.jp/info/551